

# コーポレートガバナンス・ガイドライン

制定日：2016年 4月 1日

改訂日：2018年 12月 25日

## 第 I 章 総則

### (目的)

第 1 条 当社は、次の「社是」のもと、グローバルに、ユニークな優良企業グループを目指し、「企業倫理憲章」の実践を通じて、よき企業市民として持続可能な社会の実現に貢献していく。そのため、「コンプライアンスなくして優良企業たらず」および「企業の社会的責任を肝に銘じて行動する」ことを掲げ、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に継続的に取り組み実践していくため、本ガイドラインを制定する。

**【社是】** 『企業を通じてよりよい社会を建設しよう。』

この目的を達成するため我々は次のことに努力する。

- (1) 企業は資本、経営、労働が渾然一体に融合した有機体である理念に徹し、ますますその性格を磨き、逞しく成長することを期する。
- (2) 創意の無限なることを信じ、絶えず事業の新分野を拓き、独創かつ高性能の製品を市場に送る。
- (3) 価値の創造のみが永続的な利益を生み出す源泉であることを思い、浮薄な利潤追求は行わない。
- (4) 顧客へは良質、安価の製品を供給し、かつ技術サービスを徹底する等顧客の満足と信用の拡大に努める。
- (5) 企業内の全員が共同の夢を抱き、自主性を持って革新にチャレンジする時、豊かな利潤が生まれて来る。この利潤は社内蓄積、株主、経営者、従業員に公正に分配されなければならない。
- (6) 企業存立の基礎である安全の徹底と環境との調和を図る。

### (コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第 2 条 「社是」を実現するため、当社グループでは「会社は株主をはじめとするステークホルダーすべてにフェアに責任を持つ」という共通認識のもと、コーポレート・ガバナンスを最重要課題の一つと位置付け、企業価値を高める経営を進めることにより企業の社会的責任を果たすことを経営の根幹とし、次の基本的な考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

- ① 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ② 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- ③ 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ④ 業務執行の監督機能を実効化し、経営の健全性を確保する。
- ⑤ 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行う。

## 第Ⅱ章 株主の権利・平等性の確保

### (株主総会)

第3条 当社は、株主総会において株主が適切な権利行使をできるよう、次のとおり環境整備に努める。

- ①招集通知は早期に発送し、発送に先立って当社ホームページ等で開示する。今後、議決権行使の電子化を検討する。
- ②株主総会は、より多くの株主が株主総会に出席できるように配慮して、集中日と予測される日を避けて設定する。
- ③当社は、原則として、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権行使や質問を行うことを認めていないが、株主名簿上の株主を通じ株主総会への出席の申出があった場合には、株主総会への入場と傍聴を認める。
- ④株主総会における株主の意思を具体的に把握し経営や株主との対話に反映させるため、全議案について賛成・反対要因の分析を行うとともに、議案の賛否結果を開示する。

### (株主の権利保護、買収防衛策)

第4条 株主の権利を保護しその権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努める。

2. 会社法にて少数株主にも認められている権利については、株式取扱規則で権利行使の方法を定めるなどその権利行使を円滑に行えるよう努める。
3. 増資やMBO等の株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際は、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示する。
4. 当社は、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状ではいわゆる買収防衛策を導入する予定はない。なお、当社株式が公開買付けに付された場合、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示する。

### (資本政策および株主還元の基本的な方針)

第5条 当社は、株主資本利益率（以下、「ROE」という）を重要な経営指標の一つに掲げ、健全な財務基盤を確保するとともに、株主資本の有効活用を図り持続的な成長を目指す。また、当社の株主還元方針として、連結配当性向 30%以上を目処に安定配当を実施することを基本方針とする。

### (政策保有株式に係る方針)

第6条 当社は、政策保有株式について、保有に至った背景が戦略的な提携関係の構築にあり、かつ当該提携関係が現状でも共同事業の収益性と密接に関連するケース以外は縮減する。

なお、全保有株式について、社内規定に基づき定期的に保有継続可否の見直しを行う。また、政策保有株式に係る議決権行使に関しては、投資先企業において重大な不祥事が明らかになった場合等には慎重な検討を行い、株主価値を毀損する可能性が高い議案には反対票を投じる。

(利益相反および関連当事者間取引)

第7条 当社と当社取締役との取引において、競業または利益相反の可能性のある取引を行う場合には、法令および「取締役会規程」に基づき取締役会の承認を得て実施し、取引後には遅滞なく取締役会に報告する。

2. 主要株主等との取引については、他の取引と同様の基準で、社内の手続規定に則り実施し、必要に応じて取締役会等での承認を得る。

### 第三章 ステークホルダーとの適切な協働

(ステークホルダーとの関係)

第8条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめ全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠と認識し、社長をはじめとする経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努める。

2. 当社は、中期経営計画を策定し、目標値の売上高、営業利益、ROE等をホームページ等で開示するとともに、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策をステークホルダーに説明する。
3. 当社は、情報公開を重要な経営課題の一つであると認識し、株主からの受託者責任を果たし会社や株主共同の利益を高めるため、各ステークホルダーへの情報発信や対話を通じて各ステークホルダーが必要とする情報提供を行う。
4. 当社は、「レスポンシブル・ケアに関する経営方針」を定め、持続可能な社会の実現を目指して「CSRガイドライン」に基づくグローバルな環境活動計画を定め、省エネルギー、温暖化ガス排出削減、化学物質の排出量削減等に積極的に取り組む。
5. 当社は、従業員の多様性・人格・個性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさの実現に努めるべく、ワークライフバランスの推進、次世代育成支援対策推進法への対応、多様な人材の雇用等に取り組む。また、「女性の活躍推進宣言」を行い、女性社員の活躍推進を構造改革テーマの一つに掲げ、自主行動計画を定めて活動する。
6. 当社は、「内部通報規定」を定め、グループ内の従業員等からのコンプライアンスに関する相談、通報窓口としてホットラインを社内外に設ける。ホットラインへの通報内容は、企業倫理担当取締役と協議し、かつ監査役に報告し、重要な内容に関してはコンプライアンス委員会に報告し、その是正措置を決定し対策を講じる。また、内部通報者およびその調査の協力者が不利な取扱いを受けることが無きよう、適正に対応する。なお、取締役会直轄組織のコンプライアンス委員会は、これらの内部通報に係る運用状況を監督する。

## 第IV章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示と透明性の確保)

第9条 当社は、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示が必要不可欠と認識し、次のとおり情報開示と透明性の確保に努める。

- ①ディスクロージャー・ポリシーを定め、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページや各種報告書等の様々な手段により積極的に開示する。
- ②株主をはじめとするステークホルダーに正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うよう努める。
- ③英語版のホームページを開設し、企業情報や決算短信等を開示する。

## 第V章 取締役会等の責務

### 第1節 コーポレート・ガバナンス体制

(当社のコーポレート・ガバナンス体制)

第10条 当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択し、監査役が取締役の職務執行状況を監査する。また、経営の意思決定・監督機能は取締役会が担い、業務執行機能を担うため執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行を明確に分離する。業務執行体制として経営会議、各部門担当・会議体・執行役員を設ける。

- ①取締役会は、原則、毎月1回開催し、法令・定款に定める事項および当社グループの重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
  - ②経営会議は、執行役員社長が議長となり、各部門の執行役員で構成され、取締役会で決定された方針等に従い、業務執行上の課題に対する具体的な対応策を審議・決定する。
  - ③部門担当は、取締役会や経営会議で決定された事業計画に基づき担当部門の戦略を策定し、各部門内の重要事項の決定を行う。
  - ④経営会議の諮問機関である各会議体は、部門担当または執行役員が議長となり、各種経営課題や業務執行に関して審議を行う。
  - ⑤各部門内の責任者として配置される執行役員は、取締役会や経営会議の決定事項に基づき業務を遂行する。
  - ⑥常勤監査役は、経営会議や社内の重要な会議に出席するほか稟議書や重要文書を閲覧するとともに、内部監査部門や会計監査人との連携を強化する。
  - ⑦内部監査体制として社長直轄の監査本部を設け、グループ内の業務執行状況を監査するとともに、監査役の要請に基づき監査役監査に協力する。また、監査役と連携を強化し情報交換に努める。
2. 当社は、「内部統制システムに関する基本方針」（「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」参照）を定めて、コーポレート・ガバナンスの強化に努める。また、取締役会機能の補完のため取締役会直轄組織として「CSR委員会」、「コンプライアンス委員会」、「内部統制委員会」

を設け、CSR活動、コンプライアンス、内部統制システムやリスク管理等の整備・運用状況を監督する。

## 第2節 取締役会の責務

### (取締役会の役割・責務)

第11条 取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上に向けて、経営全般に対する監督機能を発揮し経営の公正性・透明性を確保する。

2. 取締役会は、法令・定款に定められた事項および取締役会規程に基づき当社及びグループ会社の重要事項等を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
3. 取締役会は、中期経営計画の内容や根拠等を株主に説明するとともに、その実現に向けて最善の努力を行う。目標と実績の差異については、原因分析を行い決算説明会等を通じて株主に説明するとともに、次期以降の計画に反映させる。
4. 取締役会は、監査役または会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点の指摘を受けた場合、必要な是正措置を講じる。
5. 取締役会は、適切なリスクテイクを支える環境整備が主要な役割・責務の一つと捉え、業務執行取締役に対して、その職務執行状況を取締役会で報告させることにより、業務執行の監督を行う。

### (取締役会の構成)

第12条 当社は、事業の拡大等に対応した意思決定の迅速化を図るため、取締役会は適切な規模とし、適切な審議、執行の監督を行うために必要な人材を、営業・研究・生産・間接各部門のバランスならびに経験、専門分野を勘案し取締役候補者として選定する。なお、取締役の任期は1年とする。

2. 当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化のため、複数名の独立社外取締役を選任する。
3. 当社は、会社法や東京証券取引所が定める基準に独自の基準を加えて「社外役員の独立性判断基準」を定め（コーポレート・ガバナンスに関する報告書参照）、この基準を満たす独立社外取締役候補者を取締役会で選定する。

### (取締役会の運営等)

第13条 取締役会は、社外取締役や社外監査役に対して、取締役会の議題の背景、目的、その内容等について、取締役会事務局等を通じて事前説明するなど、意思決定に必要な情報を提供する。また、取締役会に出席しやすいよう、年間スケジュールを作成し提供する。

2. 取締役会で充実した議論が行われるよう、取締役会の議題や議案に関する資料について、取締役会の会日に十分に先立って、取締役や監査役に配布する。

#### (独立社外取締役の役割)

- 第14条 独立社外取締役は、その経営全般に関する豊富な経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行う。
2. 独立社外取締役は、役員報酬や役員指名手続きの取締役会での審議に関与することにより、取締役の評価や選任等の手続きの公正性の確保に努める。
  3. 独立社外取締役は、必要に応じ代表取締役に説明や改善を求めるなど、会社の持続的成長と企業価値の向上に取り組む。
  4. 当社は、独立社外取締役が業務執行状況をより正確に把握できるよう、環境整備に努める。

#### (取締役会議長)

- 第15条 経営の意思決定・監督と業務執行の区分を明確にし、意思決定の透明性と監督の実効性を確保するため、当社の取締役会議長は、原則として非業務執行取締役が務めるものとする。
2. 取締役会議長は、取締役会では自由闊達かつ建設的な議論・意見交換が行われるように努め、取締役会の効果的かつ効率的な運営を行う。この責務を果たすため、取締役会議長は、全ての議案について十分な時間を確保するとともに、各取締役が適時適切な情報を得られるように配慮する。

#### (取締役の資格および指名手続)

- 第16条 当社は、優れた人格・見識・能力および高い倫理観を有し、営業・研究・生産・間接等各部門の専門能力・知見・実績を基に経営の課題に対する客観的判断能力や先見性・洞察力等を有する社内出身の取締役と、「独立性判断基準」を満たし、出身分野の豊富な経験に基づき客観的な視点から積極的に助言、提言等を行うことができる社外取締役で取締役会を構成する方針とし、各部門のバランス等に配慮の上、独立社外取締役を含む取締役会にて取締役候補者を選定する。
2. 社長の後継候補者は、代表取締役社長が指名し、独立社外取締役を含む取締役会にて選任することで透明性・公正性を確保する。

#### (取締役および監査役の責務)

- 第17条 取締役および監査役は、それぞれの職務の執行に必要な情報を各部門から積極的に収集し、取締役会事務局および監査役スタッフが、その支援を行う。
2. 取締役および監査役は、職務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、コンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用し検討を行い、それに伴い生じる費用は、取締役や監査役の請求等により、当社にて負担する。
  3. 取締役および監査役は、その職務を適切に遂行するため十分な時間・労力を費やすものとする。この観点から、当社は社外取締役や社外監査役の他社での兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書、およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示する。
  4. 常勤監査役は、取締役会に加え、経営会議やその他業務執行に関する重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視し検証する。

5. 各監査役は、適宜社外取締役と意見交換を行う等、社外取締役との連携を図る。

(取締役および監査役に対するトレーニング方針)

第18条 社内出身および常勤の取締役・監査役は、就任時に関連法令、当社定款、取締役会規程等の社内規定を理解し、外部講習会の受講等により、役員としての役割と責任の理解促進を図る。就任後は役員研修会において、経営に係る知識等の習得を行う。また、社外取締役および常勤の社外監査役については、当社工場等事業所の視察を行い、事業内容の理解を図る。

(取締役会の実効性の評価)

第19条 当社は、「取締役職務執行確認書」や「取締役会の実効性に関する質問表」を用いた取締役および監査役による評価を実施する。また、独立社外取締役を含む取締役会による評価等の結果確認を通じて、取締役会の実効性の分析や評価を行い、その結果の概要を開示する。

### 第3節 監査役会の責務

(監査役会の役割・責務)

第20条 監査役会は、「監査役会規程」に基づき、取締役の職務執行の監査、会計監査人の選任・解任・不再任に関する株主総会議案の内容の決定、その他法令に基づく事項等、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

2. 監査役会は、取締役の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役等から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人や内部監査部門および社外取締役と必要な情報を共有する等、監査品質の向上と効率的な監査の実現に努める。
3. 監査役会は、会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握を行い、「会計監査人评价基準」に基づき評価を行う。また、常勤監査役は、会計監査人との意見交換等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行う。
4. 監査役会は、毎年、取締役会の意思決定・監督機能ならびに業務執行機能等の取締役会全体の実効性について、監査役会としての分析・評価を行い、取締役会で意見を述べる。

(監査役会の構成)

第21条 監査役会の独立性を高めるため、半数以上の社外監査役を含む4名以内の監査役で構成し、常勤監査役を選定（社外監査役を含む）して業務執行取締役と常時意見交換できる体制とする。なお、監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する知見を有するものを選定する。

2. 監査役の職務を補助するために監査役スタッフを選任し、当該スタッフに対する指揮命令および人事評価等については、監査役と十分に意見交換をし、監査役の意見を尊重する。

(監査役の資格および指名手続)

第 22 条 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力および高い倫理観を有し、財務会計に関する知見や専門分野での知識、経験を基に、客観的な監査に関する意見を述べることができ、業務執行者からの独立性を確保できる資質を有する社内出身の監査役と、上場企業の経営経験等に基づく高い専門性で見識を有し、加えて法令上の社外性を有する社外出身の監査役にて構成し、監査役会同意のもと、独立社外取締役を含む取締役会にて監査役候補者を選定する。

#### 第 4 節 会計監査人の責務

(会計監査人の役割・責務)

第 23 条 会計監査人は、当社の財務報告の信頼性を担保する重要な役割を担い、常勤監査役や監査役会、経理部門等の関連部門と連携し、適正な監査を行う。

2. 会計監査人は、独立性と専門性を確保するとともに、会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守する。

#### 第 5 節 報酬制度

(取締役等の報酬等)

第 24 条 当社は、次のとおり「役員報酬決定方針」を定め、「有価証券報告書」、「事業報告」、「コーポレートガバナンスに関する報告書」で開示する。

##### 【役員報酬決定方針】

- (1) 当社の役員の報酬等は、職責や業績に見合った報酬水準・体系となるよう設計し、企業業績向上に向け優秀な人材の確保につなげる。なお、報酬水準・体系の妥当性については、業績推移や外部の客観データ等に基づき検証する。
- (2) 取締役の報酬は、基本報酬、賞与および株式報酬（賞与と株式報酬は社外取締役を除く）で構成され、株主総会で承認を得た報酬枠の範囲内で、取締役会で決定する。基本報酬および株式報酬は、各取締役の役割と責任を基準に、中長期および当該事業年度の業績状況や他社水準等も勘案の上、決定する。なお株式報酬は、退任時に、所定の基準に従い職位および在任年数に基づき付与されたポイントの数に応じた当社株式を交付する。賞与は、中長期および当該事業年度の業績状況を勘案して総額を決定し、個人別の配分は各取締役の役割と責任を基準に決定する。
- (3) 監査役報酬は、基本報酬を基本とし、賞与と合わせて、株主総会で承認を得た報酬枠の範囲内で、監査役会の協議にて決定する。

## 第VI章 株主との対話

(株主との対話)

- 第25条 当社は、株主との建設的な対話を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、間接部門担当取締役をI R担当取締役とするI R体制を整備する。
2. 株主からの対話の申し込みに対しては、株主の希望や主要な関心事項、会社の状況、株主の所有株式数に応じ、合理的な範囲で、I R担当取締役が中心となり対応する。
  3. I R担当取締役は、株主との建設的な対話の実現のため、社内の各部門と協力して対話の要請に対応する。
  4. I R担当取締役は、半期ごとに開催する決算説明会、また適宜個人投資家を対象に当社の経営方針や商品紹介等を行う説明会を開催する等、I R活動の充実を図る。
  5. I R担当取締役は、未公表の重要な内部情報が漏洩することを防止するため、「インサイダー取引防止規定」に則り情報管理を徹底する。

(中期経営計画の公表)

- 第26条 中期経営計画を策定し、目標値となる売上高、営業利益、ROE等を含め、当社ホームページ等で開示するとともに、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明する。

## 第VII章 その他

(本ガイドラインの改廃)

- 第27条 本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議により行う。

以 上